

スクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システム
に関する実践的研究

宮 嶋 淳

Practical Study of School Social Work Supervision System

Jun MIYAJIMA

教育実践研究 第1巻 別刷(2016年3月)
中部学院大学・中部学院大学短期大学部

Reprinted from
Chubu Gakuin University and Chubu Gakuin College
Journal of Educational Research and Practice
No.1 : 189 - 198 (March 2016)
Sekai, Gifu, Japan

スクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システム に関する実践的研究

宮 嶋 淳*

Practical Study of School Social Work Supervision System

Jun MIYAJIMA

わが国におけるスクールソーシャルワークは、2008年度における文部科学省の「スクールソーシャルワーク活用事業」により施策化された。今後、全中学校区1万箇所にはスクールソーシャルワーカーが配置されることが見込まれ、その実践を質的に向上させる必要がある。スクールソーシャルワーク業務を効果的効率的に行なっていくためにスクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システムが必要とされている。

本稿は、2014～2015年度にかけて筆者がスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーとして提案してきたスクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システム並びにその運用・管理について報告し、広範な議論を得て、同システムの改善・醸成を図ることを目的とする。

キーワード：スクールソーシャルワーク、スーパービジョン、モニタリング

1. はじめに

わが国におけるスクールソーシャルワークは、2008年度における文部科学省の「スクールソーシャルワーク活用事業」により施策化された。2016年度概算予算要求で文部科学省においては「いじめ」「貧困」対策の中で、スクールソーシャルワーク（School Social Work：以下「SSW」と略す。）に対する期待が高い。また、厚生労働省においては「虐待」との関係で同様である。

このような子どもを取り巻く社会情勢にありながら、スクールソーシャルワーカーの量が不足し、質が高まらないといわれている。スクールソーシャルワーカーの質的向上を図るためには、経験豊かなスーパーバイザーによるスーパービジョンが欠かせない。そこで本稿では、筆者が2014～2015年度にか

けて岐阜県教育委員会学校支援課（2015年度学校安全課）に所属してスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーとして構想してきた同スーパービジョン・システムについて報告する。

2. 研究の視点と方法

（1）視点

子どもの豊かな育ちを擁護するために、スクールソーシャルワーカーやチームとなる専門職が、互いの専門性や役割・機能に関する知識をもち、チームを組み立て、子どもの視点から専門的なサポートを行うことが今、求められている。子どもたちの豊かな育ちを擁護することに価値を見出した、学校内外の関係者が、子どもたちの未来を擁護する実践を展開するために、社会的なシステムが欠かせない。学

*人間福祉学部

校は、子どもたちが学び・成長する場である。学校という場に身をおくスクールソーシャルワーカー (School Social Worker: 以下「SSWer」と略す。) は、子どもたちが新しい世界と出会い対話し伸びていく、自分らしい時間を積み重ねていくための、理解者・サポーター・パートナーとなることをめざすものである。子どもの豊かな育ちをチームで支え、子どもたちの学びと成長を支えるためにスクールソーシャルワーカーに求められる役割・機能の質的向上は欠かせない。その質的向上を支えるためにソーシャルワーク・スーパービジョン (Social Work Supervision: 以下「SV」と略す。) という働きがある。

本稿ではこうした認識に基づき、岐阜県で筆者が取り組んできたスクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システム (School Social Worker Supervision System: 以下「SSWSVS」と略す。) に関する実践を報告するものである。

(2) 目的

今後、全中学校区1万箇所配置されることが見込まれるSSWer実践を質的に向上させ、効果的効率的に業務管理を行なっていくために必要となるSSWSVSの枠組み並びに実際の運用・管理を提示し、求められるSSWSVSとはどのようなシステムなのかを広く関係者間で議論し、その中から筆者の構築したSSWSVSの改善・醸成を図ることを目的とする。

(3) 方法

筆者は、2014年度県内各教育事務所に所属するSSWerの業務をモニタリングした。巡回による業務モニタリングの結果を取りまとめ、所属先に提出している。この報告書をもとに、2015年度と同業務が組み立てられている。2015年度に組み立てられた業務枠組みに基づき、同年7月並びに10月以降、業務モニタリングを行なっている。こうした実践を通じて業務改善をしていくプロセスをたどっており、本研究の方法は、業務改善を目指した実践的アクションリサーチと呼ぶことができる質的研究である。これが本稿でいうSSWSVSの実践的研究であり、そのシステム概要と効果、今後の課題について報告する。

3. スクールソーシャルワーク実践研究に関する動向

(1) 本研究の位置

2015年11月20日現在、「CiNii - NII 論文情報ナビゲータ」(国立情報学研究所)を用いて検索ワード「スクールソーシャルワーク」で論文検索を行うと、243件がヒットする。さらに検索ワード「スーパービジョン」を加えると、ヒット数は1件となる(大友2015: 235)。また、同機能を用いて検索ワード「スーパービジョン」を検索すると、754件がヒットした。社会福祉学の領域において「スーパービジョン」をテーマとする研究は、福田(1966)や荒川(1991)など1960年代から行なわれてきたが、SSWer活用事業が制度化されて日が浅いこともあり、SSW実践と関連付けたSV研究は、未だ稀な研究である。

(2) わが国のスクールソーシャルワーク・スーパービジョンの動向

文部科学省によってSSWer活用事業が制度化されて以降、わが国の社会福祉学領域では、次のようなSSWSVに関する研究がなされてきた。

社会福祉士を養成する高等教育機関で組織する日本社会福祉士養成校協会(2012)では、同協会監修のSSWer養成のためのテキストでSVの目的、機能、形態並びに体制等についての必要性が指摘されている。日本学校ソーシャルワーク学会の土井ら(2011)は2010年にSV体制が敷かれている都道府県・指定都市にアンケート調査を実施し、SV体制の概要を把握しようとしている。日本スクールソーシャルワーク協会の初代会長である山下ら(2012)は、SSWSV体制の構築の必要性を指摘すると共に、先駆的事例として大阪府と和歌山県の取組を紹介し、今後の課題として「人材育成」と「職能団体の組織化」を指摘している。ここにあげた3つの組織がわが国のSSW実践をサポートし、実践の質的向上を目指した研究を進める代表的な全国組織として、関係者間では認知されている。

次に個人の研究をレビューする。宮嶋ら(2009)は、福山のSVのステップを紹介し、SSWSVへの援用可能性を提示している。山野(2010)は、「スーパービジョン体制をケース相談のみにとらえずに、本来のスーパービジョン機能である評価、管理機能を活かして、都道府県教委と共に事業の進行管理を

行うなどの共同」が必要であると述べ、本稿の主題と一致する問題認識を示している。門田ら（2013）の調査によれば、「大学教員がSVとなり、事例検討をもとに、アセスメント－支援計画－その実施－評価の手続きを基盤に、ソーシャルワーク実践モデルの活用や専門知識の提供、実践の評価方法などを助言」し、SSWer に対するSVは、「体系化されたものではなく、SVの知識と経験」に基づいて行なわれており、「どのようなスーパービジョンがSSWerの専門性を高め、支援の有効性を促進していくのか」が不明確である。そのため効果測定ができる「スーパービジョン・プログラムを開発し、実施すること」が望まれると指摘している。すなわち、門田らの分析結果はSSWSVの必要性が論じられながらも、エビデンスに基づく効果測定は、今後の課題であるということがいえそうだ。これに応答するように鈴木（2015）は、SVの機能としての管理機能の充足に焦点を当て、「学校現場では、教育の専門家集団の価値観や状況に（SSWerが）巻き込まれて異職種の特任家としての意識や立場が曖昧になり、専門性を発揮できない場合が想定」できるので、そうしたことを未然に予防するためのSSWSVの管理機能が重要だとしている。そして鈴木はSSWSV

の管理機能が発揮されるための項目と指標を提示している。エビデンスを抽出する作業は、山野（2015）の一連の研究で一定の枠組みが確立したといえよう。とくに「効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラムの効果的援助要素項目」を活用することにより、SSWSVのための焦点が明確にできるものと考えられる。本稿の関心であるSSWSVSに関連する項目を例示してみれば、表1のような項目があげられている。奥村（2012）は、「SSWerの専門職としての資質向上や事業充実に向けSVを活用していくことの重要性が注目」されており、日本学校ソーシャルワーク学会の2014年第9回京都大会において「スーパービジョンの在り方とSSWの発展－事業管理のバイズ機能にも着目して－」が課題研究とされ、SSWerに対するSVだけでなく、事業管理に関するスーパービジョン（システム・スーパービジョン）の必要性」が議論されたことを報告している。そして今後、SSWerに対するSVについてますます論じられる機会が増えてくるだろうから、「SSW実践の効果測定」やSSWについての「学校教育関係者への説明と理解の促進」とあわせ、SSWSVの発展のために「人・金・システム」の確保が急がなければならないと指摘している。

表1 効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラムの効果的援助要素項目

<p>1) 組織計画</p> <p>C. 職務内容の設計</p> <p>－ 4. SVrとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SSWerの活動形態や役割についてSVrと協議する ・SVrと相談し、SSWの導入や展開方法を定期的に協議する ・事業の企画についての意見交換をSVrと定期的に行なう ・若手教員や教職志望者など、次世代の学校を担う教員の研修でSVrがSSWerの業務や動きを具体的に周知する機会を設ける ・関係機関の初任者研修などにおいて、SVrがSSWerの業務や動きを具体的に周知する機会を設ける
--

出典：山野則子編著（2015）『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワークー現場で使える教育行政との協働プログラムー』明石書店より

筆者が岐阜県で構築してきたSSWSVSは、こうした国内の動きに対応したものであり、SSW実践を展開していく上で必要性の高いシステム構築であり、実践的研究であると考えられる。

4. 岐阜県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の総括（2014年度）

文部科学省「スクールソーシャルワーク活用事業」に対する岐阜県教育委員会の取組は、2014年度からスタートしている。筆者は2014年度と2015年度の2

年間、同事業におけるSSWSVとして実践を行ってきた。その取組は、前記したとおりSSWerに対してのSV実践であるとともに、山野や日本学校ソーシャルワーク学会が今後の課題とした、SVのシステム構築にかかわる実践であり、「走りながら考える」式の研究実践でもある。岐阜県においてSSWer活用事業で配置されているSSWerは2014年度=4名、2015年度=5名で、県内圏域ごとに設置されている教育事務所付配属となっている。筆者はSSWSVとして、2015年2月に4名のSSWerに対して業務ヒアリングを行った。その結果をまとめ、岐阜県教育委員会学校支援課に以下のような報告書「2014年度岐阜県におけるスクールソーシャルワーク活動に関するヒアリング調査結果」を提出した。

2015年2月上旬から下旬にかけて、岐阜・西濃・飛騨の各教育事務所を訪問し、配属されているSSWer等（一部の教育事務所では業務担当者も同席）に対して、業務に関するヒアリングを行ったので、その結果を報告する。

【ヒアリングから見えてきたこと】

当該活動が2014年度から始動したこともあり、各教育事務所での当該活動の進め方、あるいはSSWerに関する認知、並びに市町村への周知の仕方に差異が生じていたことを前提としつつ、以下の各事項が聴取できた。

① 当該年度の活動について

(ア) 「できたこと」

案件種別①「児童生徒や保護者との面談、家庭訪問」を実施できた圏域は、A圏域であった。A圏域では教育事務所職員がSSWerの初回学校訪問に同行し、情報共有したうえで、具体的な業務を実施していた。これにより2回目以降にSSWerが学校、あるいは家庭訪問をする際に、どのような働きかけを行っているのか、教育事務所がスムーズに把握でき、適切な指示を出されていたようだ。

案件種別②「ケース会議、教育相談委員会への出席」を実施できた圏域は、B圏域であり、SSWerがソーシャルワークの視点から、学校のニーズに応え、ケース記録を作成し、児童生徒の支援の方向性に示唆を提示していた。これにより学校現場は児童生徒並びにその家族への介入方法を見出し、SSWerが案件種別①の活動をせず、学校現場で問

題解決が図られるケースがみられた。

案件種別③「教職員に対する研修、コンサルテーション」を実施できた圏域は、C圏域であった。C圏域においては「教育相談に関わる校内研修会（学校主催）」「教育相談主任研修会（市町村教委主催）」「SC等教育相談主任合同研修会（教育事務所主催）」にSSWerが事例報告するとともに、SSWSVが概要説明を行うケースもあった。C圏域においては、教育委員会主導で個々の学校における教職員向けのSSWerによるSSWとは何かに関する研修会が実施され、業務の周知が図られた。

案件種別④「保護者、地域住民への講演、研修」については、特段の実施記録が見当たらなかった。しかし、岐阜県社会福祉士会が「市民講座」と「専門職養成講座」を実施しており、県教育委員会も後援している。

その他の案件として、SSWerが相互に自己研さんを積むため、自主的に事例検討会を数回開催していた。

(イ) 「不十分であったこと」

案件種別①「児童生徒や保護者との面談、家庭訪問」については、A圏域で学校現場からのニーズが高かった。しかしながら、SSWerの業務可能日時と多職種のそれとの調整が難しく、スケジュールが立たないケースがあった。また、この案件種別を如何に位置づけ、SSWerを活用するのか、方針と判断に戸惑いがある学校現場があった。

案件種別②「ケース会議、教育相談委員会への出席」については、「校内ケース会議」と「連携ケース会議」の使い分けが十分にできていなかったケースが認められた。本来、課題を抱える児童生徒の問題に対して第1次的には当該児童生徒が所属する学校が、校長の指揮のもと課題に対応する方向性を明確にするため「校内ケース会議」が開催され、支援計画が示されるべきところである。しかしながら、「校内ケース会議」における議論の経緯を十分に踏まえることなく、学校外の専門職を招集する「連携ケース会議」が頻繁に開催されるケースが認められた。その結果、「ケース会議」を誰がどのような権限でマネジメントし、記録を作成していくのか、会議で決めた役割分担に沿った支援を行っていくのが曖昧になるケースが認められた。

案件種別③「教職員に対する研修、コンサルテ

ション」は、実施できていない圏域があり、こうした業務を行うことやこうした業務遂行能力をSSWerが保持していることについての周知がなされていなかったのではないだろうか。また、仮に担当圏域においてSSWerにこうした業務が依頼された場合にすべてのSSWerが対応できたかどうか、疑問が残る。

案件種別④「保護者、地域住民への講演、研修」は、実施できていなかった。

② 学校のニーズに応えられたといえること

上記したように学校、並びに市町村教育委員会がSSWerについて、ある程度理解し、すでに活用したことがある圏域においてはSSWerに対して期待する業務が明確であり、その業務の遂行はなされていた。つまり、「学校のニーズ」が明確な圏域においては、「十分に」学校のニーズに応えることができたケースもある。SSWerに期待される業務は、これまでの経緯の中で学校現場が対応に行き詰っているケースへの対応ということが多く、十分な時間と介入のための戦略、多職種の協働が開発策を見出すために必要であり、一部の圏域においては「ケース会議」の開催が「学校のニーズ」に応じていくために必要であることが認知されつつあると考えられた。家庭訪問を実施でき、問題解決に至ったE圏域における支援においては、SSWerの情報ネットワークが有効に機能しており、如何にSSWerが情報を得、活用できるよう準備していくかが「学校のニーズ」に応じていくためには重要な実践のための準備であると考えられる。

③ 「できなかったこと」についての改善策・改善提案

- 1) 案件種別①「児童生徒や保護者との面談、家庭訪問」について、学校現場からのニーズが高い場合、SSWerの業務可能日時と多職種のそれとの調整がスムーズになされることが肝要である。したがって、スケジュール調整のための時間の確保が必要である。
- 2) 同様に学校現場に対しても、SSWerが、この案件種別①を実施できることを周知し、如何に児童生徒や保護者と面談させるのか、家庭訪問させるのか、一定のモデルを示す必要がある。
- 3) 案件種別②「ケース会議、教育相談委員会への出席」については、「校内ケース会議」と「連携ケー

ス会議」の使い分けが十分にできていなかったケースが認められたので、会議招集のための手順を明確にしていく必要がある。

- 4) 課題のある児童生徒に対して、SSWerが派遣される以前に、当該学校が取り組んできた実績と成果を、校長の指揮のもとSSWerが情報共有する必要がある。
- 5) 「校内ケース会議」と「連携ケース会議」の役割混乱を避けるため、「ケース会議」を誰がどのような権限でマネジメントし、記録を作成していくのか、会議で決めた役割分担に沿った支援を行っていくのかを明確しておく必要がある。
- 6) 案件種別③「教職員に対する研修、コンサルテーション」については、その必要性を教育事務所がどのように判断するのか、各圏域により差異があり、本庁における実態把握が必要ではないか。
- 7) 業務遂行能力をSSWerが保持できるよう、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「自己研さん」を推進していく必要を認識している。
- 8) 案件種別④「保護者、地域住民への講演、研修」については、当面、岐阜県社会福祉士会や岐阜県精神保健福祉士協会等に実施を委ねてもよいのではないか。

④ スクールソーシャルワーカー活用事業に関する運営上の提案

当該業務開始初年度である2014年度においては、「如何にSSWerを活用するのか」「SSWerがどのような活動ができるのか」といった、学校、市町村教委、教育事務所、本庁のベーシックな「戸惑い」と業務に関する認知に係る「温度差」があるなかで、当該業務が始動した。全国的には幾多の事例が公表され、スクールソーシャルワークへの期待もますます高まっている中で、岐阜県としては着実に地道に実績を見えるかしていく必要があると考える。そこでまず提案したいのは、「5圏域（6教育事務所）におけるSSWer活用方法（方式）」の全圏域統一化を図るということである。とりわけ、今のところ、雇用主である教育機関も被雇用者であるSSWerも「経験が浅い」ことに鑑みて、業務の流れを統一することが求められると考える。業務の流れとは、「報告」「相談」「連絡」の方法と手順を指すことである。

⑤ 来年度の活動について

ヒアリングを終えて、岐阜県におけるSSWer活用事業を全圏域統一化した業務の流れを形成し、それに基づき業務量と業務の質を本庁が把握しやすくすることが求められると考える。

このような報告を行い、現状を改善するため、「業務の流れ」と「記録様式」を提案している。

5. スクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システムの提案

筆者が提案したスクールソーシャルワーク・スーパービジョン・システムは以下のとおりである。

(1) 「業務の流れ」づくり

筆者がまず提案した本システムにおける「業務の流れ」は、図1のとおりである。これは、2014年度において既にできている圏域もあれば、そうでなかった圏域もあり、統一することにより業務の効率化が図られるものと考え提案している。図1を提案した意図は、次のとおりである。

第1にSSWerが学校におけるチームメンバーとして機能するためには、明確な上長からの指示のもと業務にあたるのが本筋であり、教育事務所付のSSWerが行う業務は、教育事務所からの「指示」により行われなければならない。そのための「業務の流れ」を明らかにすることを意図した。第2に従来の書式がどちらかといえば「業務量」を把握するための書式であったので、本庁が求めている「業務の質」に関わる記録のための「ケース記録」「個別援助計画」「モニタリング」を用意した。中でも「モニタリング」においては、ケースに係る業務の継続か終結かを判断する材料を提供するため、SVがSSWerの実践に対しコメントを寄せ、教育事務所との共有化を図る方式とした。第3にSSW実践は、SWであることから、SWの実施プロセスに即した「業務の流れ」を組み立てることを意図した。

SW実践はいわゆるPDCAサイクルと根を共有しており、図1を次のように説明することができる(以下の説明の○数字は図1中の○数字と一致)。

- ①第1次対応として市町村教委は学校からのSSWerの派遣要請を行うか否かを判断
- ②第2次対応として教育事務所はどの案件に対

してSSWerを派遣するのか、集約された情報から「プライオリティ(優先順位)」をつける。

- ③「プライオリティ(優先順位)」に基づいて、SSWerを伴って市町村教委を訪問する。市町村教委・教育事務所・SSWer等で協議し、「情報提供」で終結した案件も報告する。
- ④協議の結果、SSWerによる介入が必要となった場合、市町村教委・教育事務所・校長・SSWer等で「業務計画(指示書)」を作成する。SSWerは、「業務計画」に基づき「情報収集」「環境観察」「ケース会議」「個別支援」「その他」の業務を行えるよう、準備する。
- ⑤SSWerは業務を行い、「勤務実績簿(月報)」「勤務記録カード(日報)」「ケース会議録」「個別支援記録」を作成する。「業務量」を把握することを主目的とする様式と「業務の質」をモニタリングすることを主目的とする様式を区分する。
- ⑥本庁は、①～⑤についても情報を集約する。教育事務所は、困難事案に直面した場合、本庁に対してSSWSVの派遣を要請する。
- ⑦本庁は、派遣要請が妥当だと判断した場合、SSWSVを派遣する。SSWSVの派遣は「SSWerの支援」「研修」「モニタリング」を基本とする。必要に応じて、「学校が開催するケース会議」「個別支援が必要な家族への支援」も行う。
- ⑧SSWSVは、派遣要請による業務の記録を所定の様式で報告する。「研修」を行った場合には、使用した資料も提出する。「モニタリング」を行った場合には、SSWerが作成する報告書にコメントする。
- ⑨概ね①～⑧の期間を3か月間とし、SSWerの実働24時間(例:3時間×8回/案件)ごとに関係者による「モニタリング」を行う。これら①～⑨の業務をソーシャルワーク理論にいうソーシャルワーク・プロセスに当てはめて換言すれば次のとおりである。
 - ①=潜在的ニーズの発掘(ニーズ把握)
 - ②=信頼関係構築、情報共有(ラポールの形成)
 - ③=学校環境、個別案件の情報収集(アセスメント)

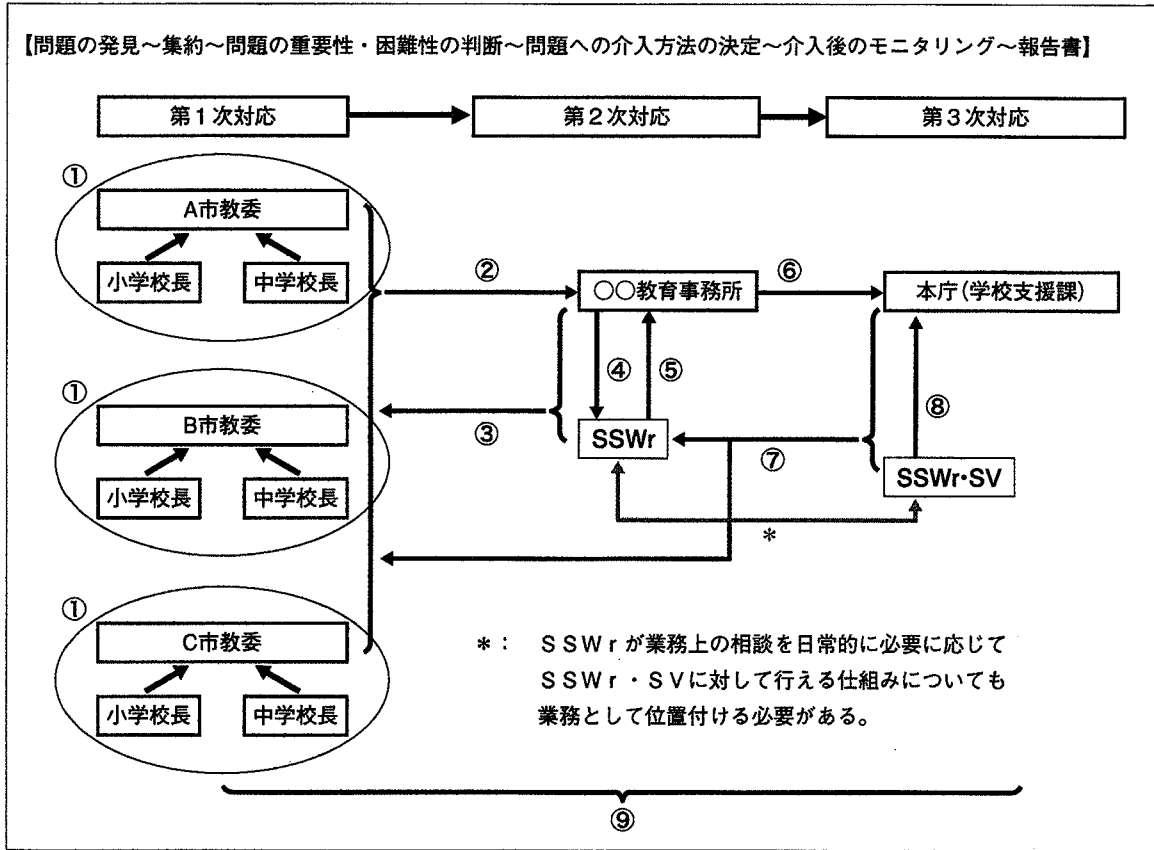


図1 2015年度岐阜県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業 業務の流れ

ここに示してきたような実践の結果を評価し、評価に基づき新たなしくみを作ることを筆者は、実践に基づくシステム作りとみなしている。そして、システム作りの根拠理論としてソーシャルワーク理論を用いていることから、本システムの提案はソーシャルワーク・システム構築に有効であると考えられる。

(2) 「業務モニタリング」

2015年度、岐阜県におけるSSW実践とそれに伴うSSWSVは、2014年度のSSW実践の反省等から、筆者が上記に提案したようなシステムとして稼働している。とりわけ、後者のSSWSVについては、他県にない、オリジナリティの高い取組であり、システムであると考えられる。その理由は次のとおりである。

岐阜県における現在のSSW実践の課題は、SSWerが学校の困っていることに対して、いかに効率的に効果的に稼働し、SSWerの必要性に関する評価を高めていくのか、である。この視点からSSW実践をとらえると、SSW実践が如何に上手くいったのかを説明し得るデータを蓄積し、根拠ある形で関係者に可視化していくことが重要である。その意味で筆者は、SSW実践業務のモニタリングを定期的実施することを提起した。

現在、岐阜県においてはSSW実践に対する「業務モニタリング」を、通常、年に2回、SSWerとSSWSVと教育事務所担当者との間で実施している。「業務モニタリング」の結果は、図2に記録し、同モニタリングに参加した者の間で共有している。そして本稿の趣旨との関連で何よりも強調しておきたいことは、図2中に「査閲・承認日」欄と「SV等のコメント」欄を設けていることについてである。この欄への記入は、今後のSSW実践の方向付けを指導的立場にあるSV等がコメントし、教育事務所担当者が確認したことを意味する。図2は、岐阜県におけるSSWSVSの要となる様式である。

モニタリング（支援の評価）記録

支援期間	年 月 日～年 月 日	ケースNo.		年 組（男・女）氏名:	
作成日	年 月 日	作成者名		査閲・承認日	年 月 日 査閲・承認者
支援計画に基づく結果の確認		今後の支援(計画の変更・修正)		担当者	
全体					
家庭					
発達					
健康					
学校生活					
その他					
ケース会議の必要性	その理由:	今後の支援	その理由:		
有・無		継続・終結			
SV等のコメント					
(記入者: _____、年 月 日)					

図2 モニタリングの記録様式

(3) 業務進捗のチェック・フロー

図3は、SSW実践の進捗状況を把握するためのチェック・フローであり、SSW実践は「0⇒10」に向かう。そして、依頼案件に関する問題解決のプロセスが順調に進んでいる場合、図3中の色の濃いボックスと矢印の経路をたどり、問題解決（終結）へとたどり着くことを示している。一方で、不測の事態や複雑な事情がからむ場合、色の薄いボックスと矢印の経路をたどり、終結への困難を伴う場合も想定される。図3は、筆者が岐阜県におけるSSWSVとして2015年度第1回のSSW実践に関する「業務モニタリング」を行なって得た、2015年11月現在の実践評価の基準である。図3は、本稿のめざすSSWSVの構築の実践研究のプロセスで得た試行的段階における基準であり、今後、「上手くいく場合/上手くいかない場合」や「矢印を進むための因子/時間」など検討すべき事項は多々あり、今後の課題である。

6. おわりに

岐阜県におけるSSW実践は、国庫補助事業としての歩みは緩やかであったが、県教委による県社会福祉士会への期待と信頼により、順調にスタートを切った。そして、SSWに関する個人研究者並びに学会等における最新の関心事であるSSWSVSに関する、1つの問題提起、あるいは事例提示ができる取り組みがなされている。今後、SSW実践の「業務モニタリング」をSSWSVとして実施し、教育現場のニーズに対応したシステムとして、効果の見える業務システムとして精緻化していくため、上記したような課題に取り組んでいく必要が残されている。

なお、本稿を執筆するにあたり、岐阜県教育委員会学校安全課より業務内容に関する個人情報や特定の圏域教育事務所名と事案が特定されることのないよう配慮すること、完成原稿を学校安全課に確認いただくこと、日本社会福祉教育学会の倫理規定に違反しないよう配慮すること、を遵守し、投稿論文とすることを許可されている。

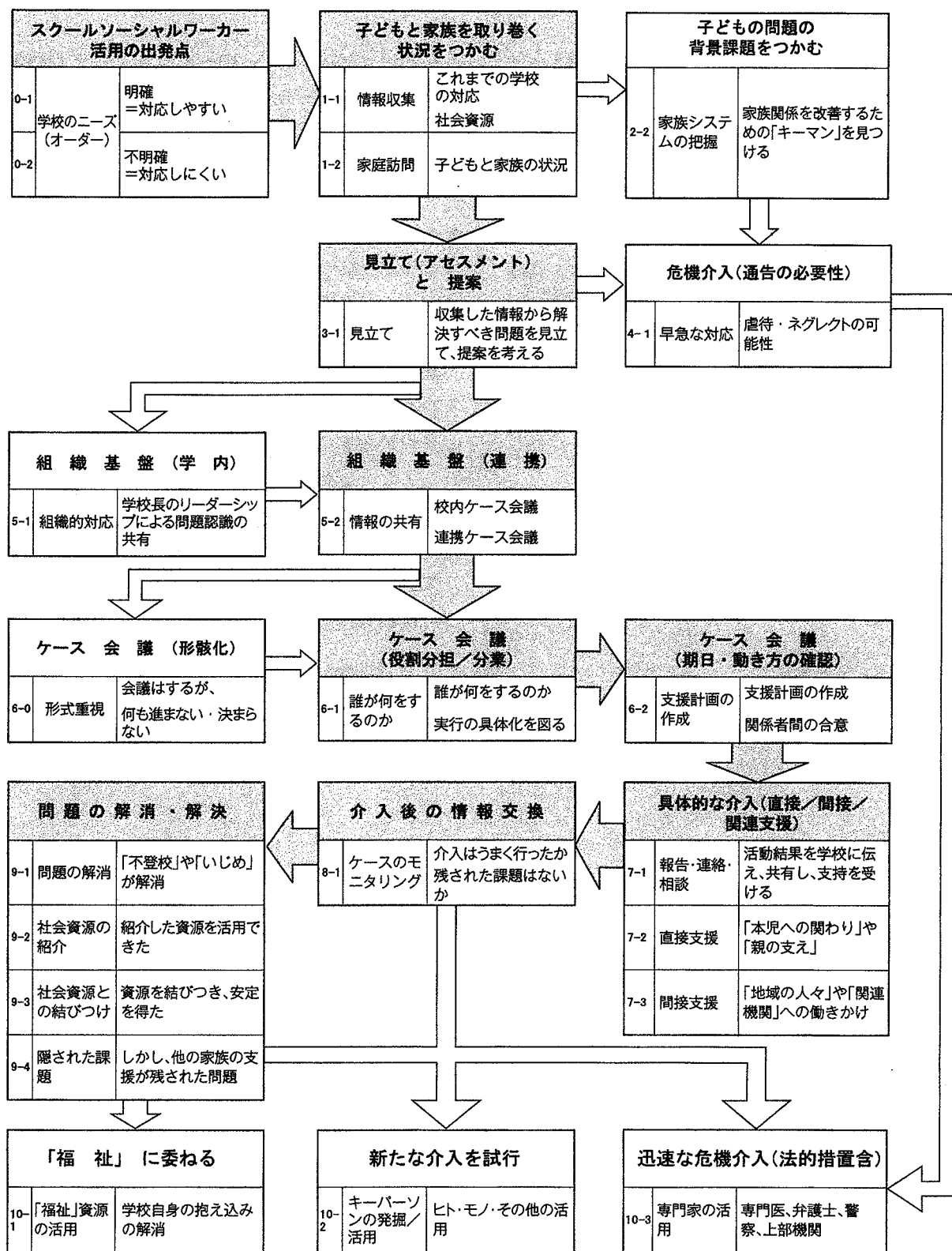


図3 SSW 実践の進捗状況を把握するためのチェック・フロー

引用文献

- 荒川義子 (1991) 「スーパービジョン過程」『関西学院大学社会学部紀要』63, 535-551
- 土井幸治 (2011) 「全国自治体調査からみえるスクールソーシャルワーカーの配置状況の実態」『学校ソーシャルワーク研究 (報告書)』
- 福田垂穂 (1966) 「組織における運営と管理-指導者とスーパービジョン」『社会教育』21 (12), 14-19
- 福山和女 (2009) 「ソーシャルワークにおける協働とその技法」『ソーシャルワーク研究』34 (4), 278-290
- 門田光司・鈴木庸裕・半羽利美佳ほか (2013) 「スクールソーシャルワーカーに対するスーパービジョン体制の動向調査結果の概要」『学校ソーシャルワーク研究』第8号, 81-84
- 宮嶋 淳ら編著 (2010) 『子どもの豊かな育ちへのまなざし スクールソーシャルワーク実践ガイド』久美
- 奥村賢一 (2012) 「スクールソーシャルワーカーのスーパービジョン」『日本学校ソーシャルワーク学会10周年記念誌』日本学校ソーシャルワーク学会, 41-45
- 大友秀治 (2015) 「スーパービジョンモデル開発の必要性: スクールソーシャルワークに着目して」『社会福祉科学研究』4, 235-240
- 社団法人日本社会福祉士養成校協会監修 (2012) 『スクール (学校) ソーシャルワーク論』中央法規
- 鈴木庸兵編著 (2015) 『スクールソーシャルワーカーの学校理解-子ども福祉の発展を目指して-』ミネルヴァ書房
- 山野則子 (2010) 「スクールソーシャルワークの役割と課題-大阪府の取り組みからの検証-」『社会福祉研究』109, 10-18
- 山野則子編著 (2015) 『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク-現場で使える教育行政との協働プログラム-』明石書店
- 山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲編著 (2012) 『新スクールソーシャルワーク論-子どもを中心にすえた理論と実践-』学苑社

(2015年12月18日 受稿)